



令和6年度

まちかどミーティング 町内会からの要望事項

(令和6年3月末時点回答)

実施年月日

令和6年8月27日(火)

まちかどミーティング地区名

元中野町・旭町

(地区構成
町内会(自治会)名

元中野町内会・新中野町内会・船見町港北町内会・若草町内会・若草団地町内会・
旭町町内会・汐見町町内会・末広町町内会・栄町町内会

会 場

元中野町総合福祉会館

令和6年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

元中野町・旭町地区

令和6年8月27日(火) 元中野町総合福祉会館

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
1	【今後想定される大型土木建設工事への対応について】 若草町内会 今後、当町内に近接する地区では、エガオや市民会館などの建物解体工事と撤去後の再開発事業、老朽化した市営住宅の建て替えなど、大型の土木建設工事が予定されている。 これに伴う建築廃棄物や建築資材の輸送、作業員の通勤などで、多くの車両が建設現場の市内中心部に集まることが想定されるが、周辺地域の生活道路がこれらの車両で混雑したり渋滞したりすることで、周辺住民への過度の負担が生じないよう、輸送計画の立案にあたっては十分な配慮をお願いしたい。	苫小牧駅前再整備につきましては、実際の着工までにはまだ時間を要しますが、実施する際には、安全などに配慮した工事計画とするとともに、周辺住民の皆様と情報を共有して進めてまいります。 現在工事を進めている「市民文化ホール整備運営事業」では、安全などに最大限の配慮を行った工事計画とし、事前の説明会を通じて周辺住民の皆様と情報の共有に努めております。なお、令和8年度予定の市民会館解体工事の際にも、同様の取組で進める考えです。 今年度から実施をしております末広町市営住宅(1-12-1)の建替工事につきましては、地元町内会である末広町内会や、苫小牧東小学校、苫小牧東中学校、若草小学校に対して工事に関する説明を実施し、地域の皆様への周知に努めてきているところです。 また、工事車両の通行につきましても、現場出入口に誘導員を配置し交通安全に十分に留意することはもとより、登下校の時間帯には特に細心の注意を払って通行するなど、周辺住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう、配慮してまいります。	C A A	総合政策部 未来創造戦略室 市民生活部 市民ホール建設準備室 都市建設部 住宅課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
2	【JR線沿の市道(苫小牧駅→船見町)の管理について】 若草町内会 1)ごみのポイ捨てが多く、ゼロゴミの日のごみ拾いだけでは追い付かない。現在は草刈り実施の直後ではあるが、雑草が繁茂してくると、ごみを捨てる罪悪感が薄くなってしまうので、JR線側の草刈りの回数を出来るだけ増やしてほしい。 2)宅地から歩道に土砂が流れ、その上に何年もの間に雑草が繁茂して、歩道の通行可能幅が半分になっている箇所がある(LPGスタンド東側)ので、対策をお願いしたい。 3)朝夕など、JR線沿いから、苫都病院前を経て王子正門通や高等商業学校前へ抜ける車両があり、かなりのスピードで通行し、危険を感じることもある。速度標識はないので、制限速度30キロとするような規制を検討願いたい。 4)若草町から東側では、JR側の道路脇を花壇、畑、駐車場として使用しているのを見る。土地の権利関係は不明だが、仮に不法占拠であれば、対策をするべきと考える。	1) 草刈りについては、市内を15地区に分けて、地区ごとに市が所管している公園、緑地、道路などを業務委託により行っております。市道の草刈りについては、年2回、ごみの回収も含めて実施しており、対象箇所については、1回目を7月上旬に完了し、2回目は、現地の状況を確認しながら8月中旬～9月頃に実施する予定ですので、御理解をお願いいたします。 【令和7年3月末時点回答】 令和6年9月下旬に2回目の草刈りを実施しました。 2)ご要望の箇所につきましては、路面上に雑草が繁茂しており、全体的なアスファルト舗装の劣化も見られますことから、補修対応について検討してまいります。 【令和7年3月末時点回答】 歩道の補修は、令和6年12月までに作業が完了しました。 3) 苫都病院から苫小牧高等商業学校にかけての市道は、速度規制標識のない道路として現状60km制限となりますが、速度規制は、交通量や交通規制基準(警察庁)に基づき、北海道公安委員会が判断することになります。 なお、国では生活道路における法定速度引下げの規制が行われる予定ですので、引き続き情報収集に努めながら、ご要望については苫小牧警察署へ要請してまいります。 【令和7年3月末時点回答】 令和7年1月31日に苫小牧警察署へ交通信号機及び規制標識の設置等に関する要望書を提出いたしました。 4)ご指摘の箇所につきましては、道路用地の無断使用が複数確認されましたことから、道路用地の使用禁止を促す看板の設置を行ってまいります。 【令和7年3月末時点回答】 道路用地の使用禁止看板は、令和6年8月までに設置が完了しました。	B A B B C B B	都市建設部 緑地公園課 都市建設部 維持課 市民生活部 市民生活課 都市建設部 維持課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
3	【夏休みラジオ体操会について】 若草町内会 町内会で、夏休みのラジオ体操会(朝6時30分から20分程度、10日間)を企画したため、その前に公園の「草刈り」をお願いしたところ、市都市公園条例に基づき、「公園の使用許可申請書」と「使用料減免申請書」を来庁して提出するように、また翌日は「許可証」を受け取りに来庁するように指示された。 町内会は、毎年、市の「青少年対策促進事業補助金」を受けてラジオ体操会を実施していて、早朝の短い時間帯に子供を中心に30人程度が公園を使用しているのだが、そもそも、公園での「市長の許可を要する行為」を定める、市都市公園条例第2条第1項第3号の(競技会、展示会、映画会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること)にラジオ体操会が該当するのかどうか見解を伺いたい。 市民感覚では、地域住民が公園でラジオ体操をすることは、公園の本来の利用の典型であり、「公園の使用許可」「公園使用料の減免」とは全く結びつかないが、このような行政手続きが必要なのか、また、このような些細なことで提出と受領の2回来庁させることが適切かどうか、見解を伺いたい。 日頃、公園の維持は、公園内のごみ拾いや周辺道路の落ち葉の清掃など、町内会会員の日常のボランティア活動に大きく依存しているものと考えるので、行政側も、もう少し柔軟な対応をお願いしたい。	日頃より、公園などの環境美化活動に御協力をいただきまして、大変ありがとうございます。 夏休みのラジオ体操会については、短時間ではありますが、団体が公園の一部を使用する行為であることから、市都市公園条例第2条第1項第3号の「その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること」に該当するものとして取り扱いしております。 手続きについては、条例に基づき、公園内行為許可及び使用料減免の申請をしていただき、許可証を発行していますが、申請受付は、メールでも可能となっています。 これらの手続きは、公園の使用について、他の団体などと重複しないようにするほか、草刈時期の調整などのためにも必要と考えていますので、御理解と御協力をお願いいたします。	B	都市建設部 緑地公園課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (2) 国、道等へ実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
その他	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 市として要望、提案を行うなどしているが、現時点では見通しが立たないもの (3) 市の行政にはなじまないもの (4) その他上記に類するもの